

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第四号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年十二月一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由

三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手続が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
  - 二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
  - 三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付
  - 四 文書又は図画をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
    - 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
    - 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
  - 3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）
- 第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するもの）にあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類
  - 2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。
  - 3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）
- 第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二條第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年十二月一日から施行する。  
(埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程(平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号)は、廃止する。